

生田緑地整備事務所の設置について

1 生田緑地整備事務所の概要

(1) 目的

市内最大の緑の宝庫である生田緑地の魅力向上や自然環境の保全等を推進するとともに、市民や地域と信頼関係を築きながら生田緑地マネジメント会議や植生管理計画などの協働の取組を進めるための現地機能として、生田緑地内に生田緑地整備事務所を設置します。

(2) 所在地

多摩区枳形6丁目26番1号
(生田緑地内 旧北部公園事務所)

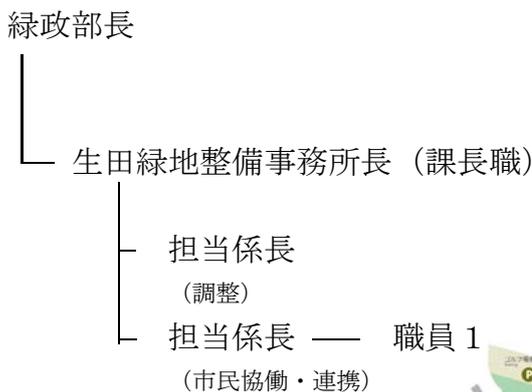
(3) 業務開始時期

平成25年4月1日

2 所管業務

- (1) 生田緑地マネジメント会議（ボランティア、地域の町内会、商店街、大学及び行政等で構成）の運営業務
- (2) 生田緑地及び緑地内文化施設（岡本太郎美術館、日本民家園、青少年科学館）の指定管理業務の統括
- (3) 生田緑地の維持管理（指定管理区域外）
緑地の維持管理については、従前どおり区役所道路公園センターで所管することから、職員は多摩区役所道路公園センターを兼務して業務を行います。

3 組織体制



4 事務所の配置

【1階】

- (1) 生田緑地整備事務所
- (2) 生田緑地整備事務所窓口（指定管理者）

【2階】

- (1) 会議室
- (2) 市民活動室

